

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福岡県みやこ町長

## 公表日

令和8年2月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会
③システムの名称	1. Acrocity児童手当 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル、児童台帳ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表81、135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条及び第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107、160の項、第108条、第109条、第162条 【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項、第44条、第127条、第143条、第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て・健康支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みやこ町役場 子育て・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話：0930-32-2725
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報の取扱いに関するガイドライン」に従い、マイナンバー登録等の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民課	子育て・健康支援課	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	住民課長 亀田 国宏	課長	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号824-0892総務課 行政・改革推進係 所在地:福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2511ファックス:0930-32-4563 E-mail:soumu@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	郵便番号824-0892住民課 子育て支援係 所在地:福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2510ファックス:0930-32-4563 E-mail:juumin@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場子育て・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2725	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策		様式変更に伴う追加	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity児童手当 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー	1. Acrocity児童手当 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二項番74、75 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二項番26、30、87	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二項番74、75 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二項番26、30、87	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2511	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計測か	令和1年6月27日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計測か	令和1年6月27日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項及び別表第一の56の項 番号法別表第一の主務命令省令で定める事務を定める命令第44条	番号法第9条第1項別表81の項	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二項番74、75 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二項番26、30、87	【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項 【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	みやこ町役場子育て・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2725	みやこ町役場 子育て・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2725	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和7年1月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	V リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和7年1月28日	V リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和8年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項別表81の項	番号法第9条第1項別表81、135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条及び第74条	事前	
令和8年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項 【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項	【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107、160の項、第108条、第109条、第162条 【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項、第44条、第127条、第143条、第163条	事前	